

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）の公布による。

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

立川市営住宅条例（平成9年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 ……略……</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(5)の2 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u></p> <p>(6)～(8) ……略……</p> <p>3及び4 ……略……</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 ……略……</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(5)の2 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u></p> <p>(6)～(8) ……略……</p> <p>3及び4 ……略……</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。